

## 1 農林技術センター以前

### (1) 農事練習生養成課程の創設

【1920[大正 9]年～1962[昭和 37]年】

1920[大正 9]年 3 月 15 日、「本府における農業経営に関する知識及び農業に関する学科並びに事務を習得せしめ、将来農村の指導者又は精農家を作らんがため農事練習生の養成を行う」ことを目的に、大阪府令により「大阪府立農事試験場農事練習生養成規程」が定められました。この養成規程が現在の農業大学校の前身となります。

設立当初の修業年限は 1 年で農業技術者の養成を行っていましたが、1927[昭和 2] 3 月に規程の一部が改訂され、もっぱら「農会（※）」技術員の養成を目的とする「甲種練習生」と高等小学校卒業者を対象とした精農家の養成を目的とする「乙種練習生」の 2 部制となりました。

※農会とは

1899[明治 32]年「農会法」に基づき設立され、行政により農業の技術指導や農政を行うための組織でした。

その後、戦争下の 1943[昭和 18]年には産業組合（農村で信用・販売・購買・利用を行う共同組合）と合併して「農業会」となりました。）

### (2) 藍野塾の創設

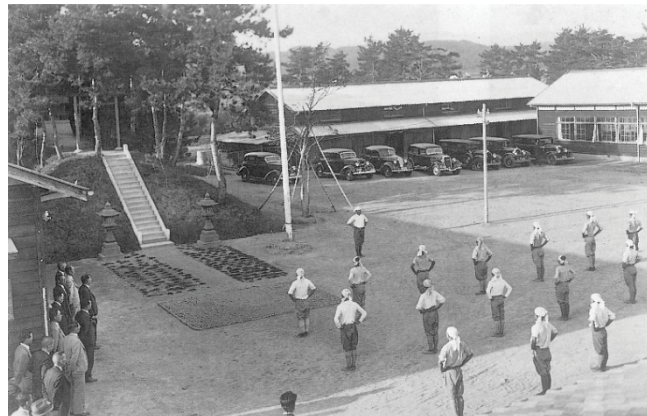
1934[昭和 9]年 7 月、三島郡三島村太田（現 茨木市高田町）に設立された「大阪府立農道講習藍野塾」は、昭和初期の経済恐慌に伴って農村の疲弊が激しく、その経済更正対策の 1 手法として、国の「農村中堅人物養成施設助成方針」のもと、農村自力更生の中核となりうる人物を養成するため、農民精神の涵養、農業経営の神髄を体得させることを目的として各府県に設置されたもののひとつでした。



実習のようす

修業期間は 6 カ月でしたので、毎年 2 回卒業生を送り出していました。1939[昭和 14]年には「大阪府藍野塾」と改称し、また、1947[昭和 22]年 1 月から 1951[昭和 26]年 5 月までは、府立開拓修練農場が併設され、当時の食糧増産の要請に応えました。

さらに 1950[昭和 25]年には自営農民の中核となろうとする青少年の教育などのため「大阪府藍野農場」と名称が変更され、これまでの精神の偏重から科学技術による教育、いわゆる「経営伝習農場」に変わりました。



修練のようす

この「大阪府立農道講習藍野塾」設立後、精農家や自営者の養成を農事試験場農事練習生と藍野塾の 2 つの組織で行うこととなり、その後、農事試験場農事練習生規定が改正されます。

### (3) 農業講習所の設立

1939[昭和 14]年 1 月、これまでの「農事試験場農事練習生規定」が廃止され、新たに「大阪府農会技術員養成所規定」が制定され、養成所を農事試験場内に置き、大阪府の農会技術員の養成を目的とすることとなりました。さらに、1 年間の養成期間を 1 年 4 カ月に拡充して、1 年 2 カ月間は教育及び実習を、2 カ月間は優良町村農会に配属して農会実務を習得させるようになりました。これらの卒業生は農会技術員、農業会技術員、戦後の農業改良普及員として、戦中・戦後の食糧増産の指導に従事しました。

その後、1948[昭和 23]年、農業会の解散にともない、農会技術員養成所は高校卒業を入所の資格要件とする修業年限 2 年間の「農業技術員養成所」と改められ、さらに農業改良普及事業の発足にともない、農業改良普及員の養成、再教育機関とする「大阪府立農業講習所」となりました。

また、藍野塾も 1950[昭和 25]年、農業改良普及事業における農村青少年教育の一翼を担う経営伝習農

場となり、「大阪府藍野農場」と改称されました。

## 2 農林技術センター以降

### (1) 農林技術センター研修部門

【1963[昭和 38]年～1981[昭和 56]年】

農業技術者の養成を自的とした「大阪府農業講習所」と農業後継者の育成を目的とした「大阪府藍野農場」は、いずれも 30 年以上の歴史と伝統を持った施設でしたが、「農林技術センター」の創立とともに、「農林技術センター普及教育部」に統合され、以下の「高等科」、「普通科」、「研究科」の 3 つのコースを有する長期研修課程が発足しました。

#### ①高等科

高校卒業生を対象に 2 年間で農業技術者を養成する「農業技術者養成コース」(定員 40 名)

#### ②普通科

中学校卒業生を対象に 1 年間で基礎教育を学ぶ「中堅農民の育成コース」(定員 20 名)

#### ③研究科

普通科卒業生に 1 年間で専門技術教育を施す「自営者養成コース」(定員 20 名)



授業のようす (1963[昭和 38]年頃)

これらの各科が一般の学校教育と異なるところは、農林技術センター発足の前日付で廃止された農業講習所および藍野農場の教育内容を受け継いで、より多くの時間を農業実習にあてて農業技術を体得する点にありました。

このことは、その後の名称や制度改正などの紆余曲折を経ても、現在の農業大学校に引継がれている大きな特徴のひとつです。

さらに、単に組織名称が変わっただけではなく、独立施設から、研究、普及、教育の総合施設である農林技術センターの内部機構として、普及教育部教育課の所

管となったことが、大きな特徴でした。

当時、このように研究機関が教育を行うのは、全国唯一の存在で、それ以上にその運営は「当所の全施設、装備を活用し、教育には研究員をはじめ全員がこれに当る」(初代所長訓話)という点にありました。

研修生全員が寄宿舍に宿泊し、集団生活を体験しながらの研修で、当初は不慣れのためか給食や生活体制に問題が持ち上がることもありました。

これらの課題も関係職員と研修生の努力によって使用規程や給食要領も定められるなどして次第に軌道にのり、その後「誠和寮」と名づけられた寄宿舍の運営の大半は研修生の自治に任せられ、寮祭も行なわれるなど、愉快的な寮生活が行われました。

当時の研修専用の施設は教室 4 室、階段教室 1 室、実験室 1 室、寄宿舍 1 棟の他、普通科専用ほ場を 3<sup>アール</sup>有していました。



誠和寮

### (2) 技術者養成のあゆみ

「高等科」となって間もない 1965[昭和 40]には、研究規則の一部改正によって、高等科は「農業経営者または技術者としての高度な専門技術教育」を目的とすることになりました。これは高度経済成長の進展とともに、中卒者の他産業への流出が多くなり、自営者養成のために普通科へ入学する者が減る一方、農業経営も専作化、大規模化してきたため、これらのニーズに応えるための改正でした。

この時に、農林技術センター内の普通科用ほ場 30<sup>アール</sup>は廃止され、高等科 1 年と同じく試験研究部門の各課に配属される実習となりました。

その後、1970[昭和 45]年には「高等科」から「高等専門部」と名称が改められました。



### (3) 自営者養成のあゆみ

農林技術センター発足当初から経済成長が著しくなり「普通科」への応募が減少したため、中学卒の研修制度の見直しが行われました。1969[昭和 44]年度に「普通科」、「研究科」を廃止し、中学卒 2 年制の「専修部」(1968[昭和 43]年 12 月 18 日付研修規則の一部改正)としましたが、3 年間に 5 名の卒業生を出しただけでした。

そのため、中学卒を対象とする自営者の養成はすでにその役割を終えたとして、1971[昭和 46]年度からは農家子弟の高校卒を対象として 1 年間で専門項目の技術を習得させる「専修部」(1970[昭和 45]年 12 月 18 日付、同上)が設置されました。

「専修部」も設置当初の 3 年間は入所者がなかったものの、1975[昭和 50]年から 1981[昭和 56]年の 6 年間に 23 名の卒業生を送り出しました。



入所式 (1977[昭和 52]年)



授業のようす (1997[昭和 52]年頃)

## 3 農業大学校本科へ

【1982[昭和 57]年～2006[平成 18]年】

当所の研修制度は研究組織の内部機構という特色

のある形態でしたが、次のような短所も否めませんでした。

1 つは独自の実習施設が極めて少なかったことです。もう 1 つは「高等専門部」や「専修部」といった名称は、第三者からは直ちに農業教育機関であることが判るようなものではなかったことでした。

特に、後者に関しては、名称変更の当初より在学生や卒業生からしかるべき名称に改めてほしい旨の要望が多くありました。

一方、この頃、後継者育成が農政上の重要課題となり、1977[昭和 52]年度からは高校卒 2 年制で自営者を養成する、いわゆる「農業者大学校」が国の助成のもとに各県で発足しました。しかしながら、本府では後継者対策協議会の意見で、自営者のみの養成では実情に合わないとして、1965[昭和 40]年の研究規則の一部改正の趣旨で独自の道を進むこととなりました。

ところが、1981[昭和 56]年度から、農水省は、国の助成のもとに設置を進めてきた農業者大学校と技術者養成コース(農業講習所系組織)とを合併して、新農業大学校を設置する方針を打ち出しました。

前述の後継者対策協議会は、この新農業大学校の構想が大阪府の考えに近いことから、研修課程も新農業大学校へ移行することが妥当であるとの結論に達しました。しかし、実際には農水省の指導もあって、名称の変更、施設の整備等を段階的に進めたいうえで移行することとなり、1982[昭和 57]年 3 月 17 日付の研修規則の一部改正により技術者養成コースの「高等専門部」と自営者養成コースの「専修部」を併合して定員 25 名の「農業大学校本科」となり、同時に普及教育部並びに教育課は廃止されました。

さらに、農業改良普及指導員受験資格変更により本科卒を入学資格とする定員若干名の 2 年制の「研究科」を創設し、本科と研究科の 4 年間の課程を修了することで農業改良普及指導員の受験資格を得ることができるようにしました。

その後、1983[昭和 58]年度よりは自立経営可能な農家の後継者を対象に定員内で推薦入学を可能とする制度を採用して、後継者育成の一助としています。

## 4 農業大学校養成科へ【2007[平成 19]年～】

1982[昭和 57]年に設けた「研究科」ですが、2006[平成 18]年度までの 25 年間で 26 名の卒業にとどまったため、2007[平成 19]年に研究科を廃止し、「本科」を現在の受験資格と同じ「高校卒業した者またはこれ



と同等と認めた者」とする定員 25 名 2 年制の「養成科」へと改め、農業大学校は現在の 1 課程となりました。

また、2015[平成 27]年度からは 2 年次の専攻実習を、これまで行ってきた研究職員の指導の下、研究所の最先端技術の研究など農業に関する専門的な知識習得や実践的研修を行う「農業技術研鑽コース」と自らが経営計画をたて、担当ほ場を周年管理することで農業生産技術力を高め、生産コストに基づく販売価格の設定や直売所での販売を行うことで経営管理能力の向上を目指し、実践力を強化する「農業実践コース」の 2 コースに分けました。

特に、「農業実践コース」では農地を持たない非農家出身者を中心に、卒業後のスムーズな就農を支援するため、一定面積のハウスを学生に割り当て、学生自らが、栽培品目・方法、調査目的・内容などの栽培計画を樹立し、教員の指導を受けながら、全ての管理作業を独力で行います。このコースで培った農業生産技術を活かして新規就農を実現できるよう取り組んでいます。



募集パンフレット



入学式 (2019[平成 31]年 4 月)



実習のようす (2019[令和元]年 11 月頃)

## 5 短期プロ農家養成コースの開設

修業年限が 2 カ年の養成科では、働きながら農業技術を学ぶことは難しく、兼業農家が基礎から農業生産技術を学びたいという要望に応えることができませんでした。

そこで、多様な担い手を育成することを目的として、1993[平成 5]年、農業以外の職業に従事しながら、あるいは、定年退職後に農業を継いだものの栽培技術が未熟な方などが参加できる「農業担い手塾」を創設しました。

この「農業担い手塾」は農業の基礎講座として、農業に関する知識や栽培技術に関する講義・実習を、前期 10 日間、後期 10 日間の合計 20 日間の研修日程で実施しました。

その後、2005[平成 17]年には 1 つのコースであった「農業担い手塾」を野菜・果樹の 2 部門に分け、講義の体系は養成科と同様に、原則、午前は基礎的な講義、午後は実習とする「短期プロ農家養成コース」に改め、研修日程も野菜部門は 20 日、果樹部門は 10 日と、実習内容に応じた研修日程としました。

さらに、「なにわの伝統野菜」や「エコ農産物」など栽培品目や栽培方法を限定し、6 日間で学ぶ「単位制コース」を設けました。

その後、野菜部門は週 1 回の年間 40 回程度、果樹部門は隔週 1 回の年間 20 回程度の研修日程とする「短期プロ農家養成コース集中コース」に、「単位制コース」は野菜栽培に限定し 3 日間で野菜栽培や就農の基礎を学ぶ「短期プロ農家養成コース入門コース」へと改変し、現在に至っています。

(筆・藤岡 理)